

【声明】

診療報酬改定率 3.09%では地域医療は守れない —医療現場の奮闘を顧みない政府の姿勢に強く抗議する

2025 年 12 月 19 日

日本医療労働組合連合会

中央執行委員長 佐々木 悅子

本日、政府は 2026 年度の診療報酬の改定率について 3.09%とする方針を固めた。高市首相は、改定率も含めた 2026 年度当初予算案を 12 月 26 日に閣議決定する予定としている。

コロナ禍以降、医療現場では人員体制が不十分な下でも患者のいのちを守るために必死に奮闘してきた。それにもかかわらず、物価やエネルギー価格が高騰する状況にあって、医療従事者は賃上げからも置き去りにされてきた。医療や介護、福祉労働者の賃金は、制度の特性上、診療報酬など政府が決定する公定価格が大きく影響する。2026 年度の診療報酬改定は、医療従事者の賃上げに対する政府の姿勢といつても過言ではない。その判断が「微増」にとどまったことに対して、日本医労連は満身の怒りをもって抗議し、強く是正を求めるものである。

現在、医療機関や介護事業所は史上最悪の倒産件数を記録し続けている。経営難に加え、職員の離職の増加や採用難が深刻化し、病床閉鎖や事業そのものの継続ができない事態が広がるなど「医療崩壊」「介護崩壊」が現実のものとなっている。こうした事態に、日本医師会や看護協会、6 病院団体、介護事業者団体などから物価高騰対策と他産業並みの賃上げに向けた公定価格の大幅引き上げを求める声が相次いだ。また、医療・介護・福祉は、国民生活に欠かすことのできない生活基盤を支えるインフラ産業である。その「崩壊」につながる危機に対し、自治体関係者や国会議員も強い危機感を抱き、私たちと同様に「10%以上の報酬引き上げ」を求めてきた。これとは対照的に、財政制度等審議会が 12 月 2 日に出了した「令和 8 年度予算の編成等に関する建議」には、「単に物価・賃金の上昇に対応する全体改定率を求めるなどということはあってはならない」、「医療機関の機能・種類別の経営状況、収益費用構造等を踏まえたきめ細やかな対応とする必要がある」などと明記している。今までに医療現場で広がっている深刻な事態への対応を「医療機関の機能・種類別」の課題に矮小化し、この期に及んで「きめ細やかな対応が必要」とする考えには、医療現場がおかれている危機を開拓しようとする意図は微塵も感じられない。今回の政府の方針には、こうした姿勢が如実に現れており失望を禁じ得ない。

日本医労連は、職場での対使用者闘争を強めるとともに、引き続きすべての医療・介護・福祉労働者の大幅賃上げを可能とする診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の 10%以上の引き上げを求め、産業別労働組合の総力を挙げて全国の仲間とともにたたかいをすすめる。また、労使の立場を超えた広範な共同を全国に広げながら、国民とともに医療・介護・福祉を守り抜くために奮闘する決意である。

以上